要望区間票の作成手引き①

「重さ指定道路」指定状況の確認 ※要望したい区間が既に「重さ指定道路」に指定されていないか確認して下さい。



2. 指定道路の指定状況を確認したい地域をクリック



3. Googleマップ上で指定状況が表示されます。 デジタルマップのため、拡大・縮小での表示縮尺の変更、 表示箇所の移動ができます。



背景地図

 Google 道路地図
Google 地形図
Google 地形
Google 地形・道路
Google 衛星写真
指定道路
「指定道路」のみ
「指定道路」しを入れる
大型単誘導区間
特車通行許可不要区間
特車通行許可不要区間(交差点)
道路地図や衛星写真等での 表示も可能
表示する指定道路等の選択が可能



公益社団法人

全日本トラック協会

117

○表示色により指定状況が分かります。
"■黄""■青"で表示される区間は
既に「重さ指定道路」に指定されている
区間となります。

要望区間票の作成手引き① ※次の方法でも指定状況が確認できます

システム

いる障害等、詳細を確認で きます。



1. 国土交通省「特車ポータルサイト」 https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html より、 「道路情報便欄表示システム」をクリック 特車ポータルサイト 国土交通省 制度紹介動画はこちら 特車通行許可 特殊車両通行申請手続き :サイトは、特殊車両の「通行確認制度」「通行許可制度」のオンライン申請の窓口となるページです。実際に通行確認、通行許可の申請を行う際は、ログインするための共通の「ユーザID (初回のみ新規登録) が必要となります。 旧PRサイト 過去の申請手続きサイトを 用する場合はこちら ●「特車通行確認」関連、 ●「特車通行許可」関連、 ●「共通」 特車通行規制 メンテナンス情報 特殊車両に係る全国の通行 規制情報を確認できます ●令和7年4月14日(月) 道路情報便覧データ更新作業に伴うシステム停止のお知らせいます。 大型車誘導区間・ 重さ指定道路・ 高さ指定道路 システム停止期間中は、以下のシステムや機能がご利用になれません。 2.7 = 1.00 - L 100 大型車誘導区間の指定道路 以前のメンテナンス情報はこちらをご覧ください 全て見る 及び重さ・高さ指定道路の 状況を確認できます。 ちらをクリック 重要なお知らせ 収録道路見える化 マップ ● <u>令和7年3月31日(月)(ご案内)デジタル地図表示におけるキャッシュの更新方法について</u>NEWI 道路情報便覧の電子化箇所 を確認できます 令和7年3月24日以降、通行許可システムを利用して経路情報入力を行う際に、最初に表示される通行条件設定が正しく表示されない場合には、 道路情報便管表示

〒松Fネ5424日以降、週11670ジスケスを材用して総動商権の入学で12時に、数がになかされる週17条件改進が正しく表示されない場合にな Edgeブラグサのキャンシュを整定して、構造み込んしていただきますよう意向いします。 ※先選歩のシステム改良作業により、一部の画面が更新されましたが、キャッシュが残っていると画面進移が正しく行われない場合があります。 皆様にはご不良をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 詳細は<u>こちら</u>でご確認ください。

2. 道路情報便欄が表示され、交差点番号から地点を検索できます。



3. 道路情報便欄上で指定状況が表示されます。



○表示色により指定状況が分かります。

"■黄""■青"で表示される区間は既に「重さ指定道路」に指定されている区間となります。



路線を選択すると色が変わり、路線情報が表示されるので、 「指定道路」の項目からも確認できます。

要望区間票の作成手引き②





要望区間票①

- 要望区間の道路について次の情報を記入して下さい。
- ※要望区間票は1つの路線番号・路線名ごとに作成して下さい。
- 例:連続する経路の市道1号、市道2号を要望する場合、市道1号と市道2号で分けて作成

1. 要望区間の「路線番号・路線名」「道路管理者」、

起点と終点の「住所」「交差点番号」「交差点名称」(ある場合)を記入 ※起点と終点は明確に記入して下さい。

2. インターネット等を利用した地図(例: Google道路地図等)の貼付け

※地図については、出来るだけ分かりやすいものを添付して下さい。
(作成方法①でご案内したGoogle道路地図など)
※地図上に起点や終点が分かるように印を付けて下さい。

3. その区間を通行する際の全体の「出発地」「到着地」の住所を記入

※要望区間を通行する必要性を確認するために記入して下さい。 要望区間に出発地または到着地がある場合は地図上に場所を示して下さい。

<注意事項>
重さについて、車両総重量25トンにて特殊車両通行許可が取得可能
な区間であること。
※要望事業者において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認
して下さい。

要望区間票の作成手引き③



